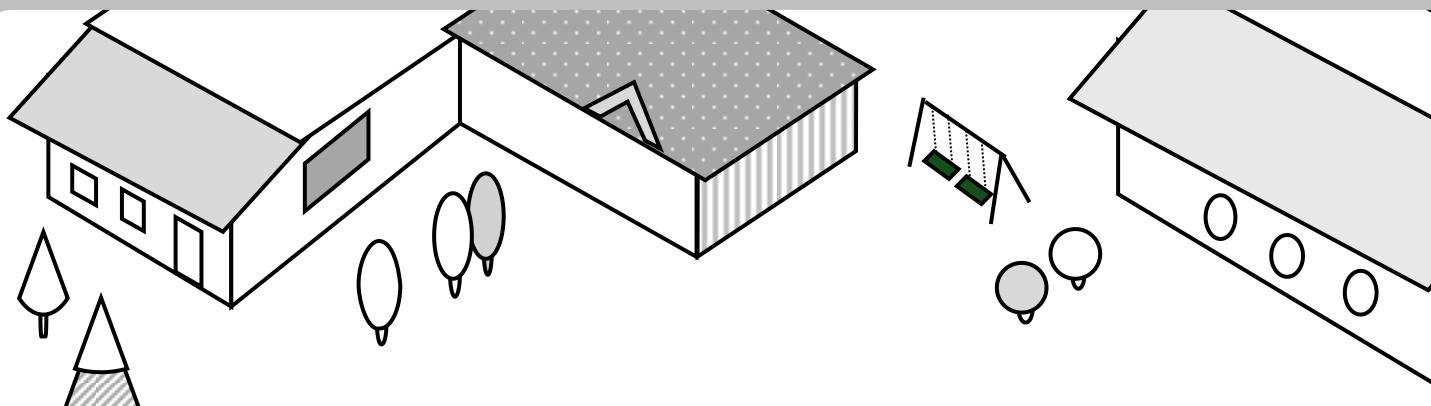
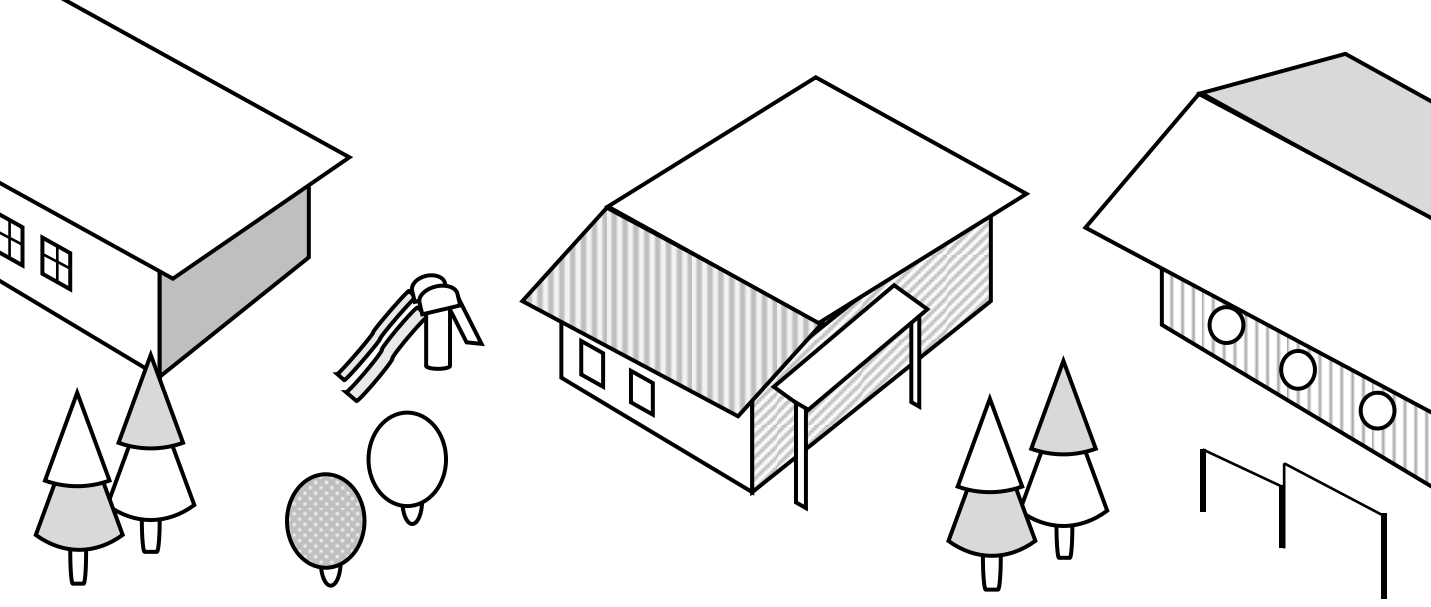




2026年4月1日入会

町田市学童保育クラブ 入会要項



毎年度申請が必要です！

学童保育クラブ

まちだ子育てサイト



English Version



町田市の学童保育クラブ	2ページ
一斉入会受付（4月1日入会の申請受付）	3ページ
申請方法	4ページ
申請に必要な書類	4ページ
入会要件と必要な書類	5ページ
オンライン申請のご案内	7ページ
申請後から入会まで	8ページ
育成料（利用料）の支払い方法	9ページ
育成料（利用料）の減免（減額・免除）	10ページ
入会にあたっての留意事項	13ページ
学童保育クラブ一覧	14ページ
学童保育クラブ分布図	16ページ
家庭の状況が変わったとき、退会や入会辞退をしたいとき	17ページ
町田市学童保育クラブ入会選考基準表	18ページ
放課後の居場所紹介	20ページ
よくあるご質問	22ページ

町田市の学童保育クラブ

市内に住所を有し、仕事をしているなどの理由で保護者が日中不在になる家庭の児童をお預かりし、適切な遊びと生活の場を提供することで、児童の健全な育成を図るところです。

保育園などと異なり、毎年度申請が必要になりますので、ご注意ください。

町 田 市 の 学 童 保 育 ク ラ ブ		
入会できる児童	低学年児童（１～３年生）及び障がい児等※１は、保育の必要性を考慮して、優先して入会することができます。 高学年児童（４～６年生）は、受入枠に空きがある場合にのみ入会できます。 ※詳しい入会要件は、５ページをご覧ください。 ※市外に住所を有し、町田市の公立小学校に在籍している場合は、ご相談ください。	
入会できる学童保育クラブ	通学する小学校区の学童保育クラブ ※私立学校や特別支援学校に在籍している児童は、原則として住所地の学区の学童保育クラブにご入会いただきます。学区外の学童保育クラブへの入会を希望する場合はご相談ください。	
開所日 (開いている日)	日曜日・祝日・年末年始（１２／２９～１／３）を除く毎日 ※学校閉鎖等で小学校が休校になった場合は開所しません。 ※台風や集中豪雨に伴い警戒レベル４（避難指示）以上の避難情報が発令された場合は開所しません。	
保育時間	月曜日から金曜日	下 校 時 ～ １８：００
	春・夏・冬休み	８：３０ ～ １８：００
	土曜日	
	振替休業日	
特別保育時間 (延長保育)※要申込	学校の授業がある日	１８：０１ ～ １９：００
	土曜日及び学校休業日	８：００ ～ ８：２９ １８：０１ ～ １９：００
育成料 (利用料)	月額９，０００円 ※所得や在籍日数による減免制度（要申請）があります（１０ページ参照）。 ※出席日数による減免はありません。	
特別育成料 (延長保育利用料)	日額５００円（月額上限２，０００円） ※土曜日及び学校休業日に朝夕とも利用しても、日額５００円です。	
その他の費用	○おやつ代（月１，５００円～２，０００円程度） ○保護者会費 ※学童保育クラブにお支払いいただきます。詳細は学童保育クラブにご確認ください。	

一斉入会受付（4月1日入会の申請受付）

受付区分	対象	受付期間	入会承認(保留)通知 発送予定時期	備考
1次受付 (低学年等優先受付)	低学年児童・ 障がい児等※1	2025年 10/1 ~ 11/2 (水) (日)	2026年 1月上旬	・入会要件を満たし、書類に不備がない場合は <u>全員入会</u> することができます。
2次受付 (全学年受付)	全学年	2025年 11/3 ~ 11/30 (月) (日)	2026年 1月下旬	・受入枠を超えて申請があった場合は、入会選考※2を行います。 ・第2希望を選択することができます。 ・3次受付は、急な転入等により1次・2次受付で申請できなかった児童からの申請を想定しているため、 <u>受入枠はわずか</u> です。
3次受付 (全学年追加受付)	全学年	2026年 1/16 ~ 2/28 (金) (土)	2026年 3月下旬	

【ご注意ください】

申請に必要な書類（4ページ参照）が揃った時点（以降）の受付区分で受理します。**1次受付期間に申請した場合でも、必要な書類が揃ったのが1月だった場合は、3次受付での受理となります**ので、前もって書類の準備をお願いします。

※書類が揃ったのが3月1日以降の場合は、随時受付として受理します。随時受付については、まちだ子育てサイトで追ってご案内します。

1次受付（低学年等優先受付）

低学年児童（1～3年生）及び全学年の障がい児等※1が申請することができます。入会要件を満たし書類に不備がない場合は、全員が入会できます。

2次受付（全学年受付）

全学年児童が申請することができます。受入枠を超えて申請があった場合は、入会選考※2を行います。入会を希望される場合は、原則として2次受付までに申請をお願いします。

3次受付（全学年追加受付）

あらかじめ一定数の受入枠を設け、急な転入等により1次・2次受付で申請できなかった全学年児童の申請を受け付けます。受入枠を超えて申請があった場合は、入会選考※2を行います。受入枠はわずかです。

※1：障がい児等

- ・身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童
- ・特別支援学校（盲学校、ろう学校及び養護学校）に在学する児童
- ・特別支援学級に在籍する児童（普通学級に籍を置き、特別支援教室に通う児童は含みません）

※2：入会選考

入会選考基準表（18ページ参照）をもとに選考を行い、入会順位の高い児童から入会を決定します。

入会が決定した場合は入会承認通知書を、入会待ちになる場合には入会保留通知書をお送りします。

入会待ちになった場合は、退会や入会辞退で受入枠ができた際に、入会順位の高い児童から入会を決定します。

高学年児童は受入枠に空きがある場合のみ入会を決定するため、3次受付で入会保留になった低学年児童及び障がい児等は、2次受付で入会保留になった高学年児童よりも優先して入会を決定します。

申請方法

方法	受付時間	提出方法・提出先
オンライン	0：00から 23：59まで	 こちらの二次元コードから申請できます。
郵送	児童青少年課 到着時	上記の二次元コードから必要書類をダウンロードできます。 入会要項裏表紙のあて先まで送付ください。 ※配達日数を考慮してご提出ください。
窓口	8：30から 17：00まで	町田市役所2階、202窓口にて受け付けます。 (月曜日から金曜日。祝日を除く)

オンライン申請であれば、市役所の閉庁時間でも申請することができます。
審査状況や、不備があった場合の差し戻しの連絡をメールでお送りしますので、
「@mail.graffer.jp」からのメールを必ず受信できるようにしてください。

申請に必要な書類

すべての書類を揃えてから申請してください。

揃っていない場合は差し戻しすることがあります。

必要な書類		詳細	オンライン申請の場合
①	入会申請書	—	申請フォームに 入力
②	児童の健康・生活習慣確認シート ※1 <u>※原則として、初めて入会する児童のみ</u>		
③	入会要件を証明する書類 ※2 <u>※保護者全員分必要</u>	5ページ 参照	申請フォームに 添付
④	状況に応じて必要な書類 ※2	6ページ 参照	

※1：学童保育クラブに初めて入会する児童のほか、以下の場合に提出してください（17ページ参照）。

- ・転校等で新たな学童保育クラブに転所する場合
- ・児童が手帳を取得したり、健康状況（疾病・アレルギー等）が変わったとき

※2：世帯において年度内2回目以降の入会申請の場合で、状況に変わりがない場合は、③④の書類は再度ご提出いただくなくて結構です（利用する年度が異なる場合は、再度提出が必要です）。

例、1次受付で下の子の申請をしたときから勤務状況に変わりがない場合は、
2次受付で上の子の申請をする際に就労証明書の提出は不要です。

入会要件と必要な書類

■入会要件を証明する書類（保護者全員分必要）

●：提出必須 ○選択提出

状況	入会要件	要件を証明する書類
就 労	居宅外 次の <u>いずれか</u> を満たすこと (1) 就労の日数が日曜日を除き月12日以上あり、 かつ、帰宅時間が15:30以降 (2) 就労時間が週32時間以上（日曜日を含む）	●「就労証明書」※1 (以下、状況に応じて必要な書類) 【変則勤務の場合】 ○「直近3か月のシフト表(写)」もしくは ○「スケジュール表」 【自営業、内職の場合】 ○「事業をしていることがわかる書類(写)」 ※詳しくは6ページ参照
	居宅内 就労の日数が日曜日を除き月12日以上あり、かつ、一日の 就労時間が5時間以上で、終業時間が15:30以降	
負傷・ 疾病・ 障がい	①日常の保育が困難であると医師の診断がある	●「診断書（保護者用）」※1
	②入院している	●「入院診療計画書（写）」
	③障がい等で、日常の保育が困難であると認められる ※負傷、疾病、障がい等の状況によっては入会できません	○「障害者手帳（写）」※2 ○「診断書（保護者用）」※1・2
介護・ 看護	保護者の家族の介護・看護が必要と認められる (介護、看護を必要とする方が、施設や病院へ入所、入院し ている場合は、原則入会できません)	●「介護・看護状況届出書」 ○「介護保険被保険者証（写）」※2 ○「障害者手帳（写）」※2 ○「診断書（介護・看護用）」※1・2
出産	出産予定日の2か月前の属する月から、出産日の2か月後の属 する月までの計5か月 ただし、多胎妊娠の場合は出産予定日の14週間前の日が属す る月から。※育児休業期間中は利用できません	●「母子手帳（写）」 ※母の氏名と分娩予定日がわかるページ
就学	授業の日数が日曜日を除き月12日以上あり、 かつ、帰宅時間が、15:30以降 ※就労に必要な技術等の習得を目的とした就学が対象です。 自動車教習所や通信教育等は対象となりません	●「時間割（写）」 ○「在学証明書（写）」 ○「学生証（写）」 ○「入学許可証（写）」

※就労証明書、スケジュール表、診断書（保護者用）、介護・看護状況届出書、診断書（介護・看護用）の様式
は、まちだ子育てサイトからダウンロードできます。

※1：就労証明書及び診断書の有効期間は、発行日から3か月です。
就労状況を勤務先に確認することがあります。ご了承ください。

※2：身体障害者手帳1・2級、療育手帳（愛の手帳）1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級、要介護4・5
の方は、診断書の提出は必要ありません。

上記以外に、状況に応じて必要な書類があります。次ページをご覧ください。

■状況に応じて必要な書類

状況		提出書類 ※写しをご提出ください
入会する児童が 障害者手帳を所持している場合		障害者手帳
変則勤務の場合		就労先で作成された、就労実態のわかる書類 例、直近3か月のシフト表、スケジュール表など ※居宅外就労で、就労時間が週32時間以上の場合は必要ありません。
自営業もしくは 内職をしている場合		仕事の内容、仕事量が証明できる書類（開業日に関わらず必要です）。 例、契約書、受注票、自社のWebページなど
他市から町田市に転入する場合		町田市に転入することがわかる町田市の住所が記載されている書類 例、賃貸借契約書、売買契約書など ※実家に引っ越すなどで上記書類がない場合は、その旨を記載してください（オンライン申請の場合は入力フォームに、紙申請の場合は付箋等に記載）。 ※転入手続き後は児童青少年課にご連絡ください。
海外に在住している場合		海外に在住していることがわかる書類 例、就労ビザなど
ひとり親の場合	死別、離婚、行方不明、 拘禁又は未婚の場合	不要 ※児童扶養手当の受給状況などから確認させていただきます。 ※元配偶者等と住民票上同一住所の場合は、ひとり親とはみなしません。
	離婚を前提に3か月以上 別居している場合	離婚を前提とした別居であることが客観的にわかる書類 例、弁護士により作成された離婚協議中であることがわかる書類 離婚協議申し入れに係る内容証明郵便の謄本 ※配偶者と住民票上同一住所の場合は、ひとり親とはみなしません。
	離婚調停中の場合	離婚調停中であることがわかる書類 例、離婚調停の申立書、弁護士との契約書など ※配偶者と住民票上同一住所の場合は、ひとり親とはみなしません。

■入会申請にあたっての注意点 ※必ずご確認ください

①	申請に必要な書類をすべて揃えてから申請してください（揃っていない場合は差し戻しすることがあります）。 ※求職中または就学予定の方に限り、2026年3月15日までに入会要件を証明する書類を提出してください。
②	申請から審査開始までに1週間程度かかることがあります。審査の結果、不備があった場合は、差し戻しすることもありますので、余裕を持った申請をお願いします。
③	就労証明書及び診断書は、発行日から3か月間有効です。
④	入会日時点で60歳以上の保護者は、入会要件を証明する書類の提出は必須ではありませんが、 2次・3次受付の申請の場合は、入会選考のために提出をお願いします（提出がないと指数が低くなります）。
⑤	就労証明書の就労期間や、診断書の通院期間、学生証の就学期間内しか入会することはできません。 継続して入会を希望する場合は、新たに入会要件を証明する書類を提出してください。
⑥	入会要件に変更（就労時間・日数・場所など）があった場合は、変更後の入会要件を証明する書類を提出してください（17ページ参照）。
⑦	同一年度内に再度入会するときや、きょうだい追加で入会するときに、以前に申請したときと状況が変わりがない場合は、入会要件を証明する書類は再度提出いただくことなく結構です（年度が異なる場合は必要です）。
⑧	育成料・特別育成料の滞納がある世帯の児童は入会できません。遅滞ないお支払いをお願いします。

オンライン申請のご案内

<事前に準備するもの>

- スマートフォンまたはタブレット端末など
- 就労証明書などの必要書類

①準備

- ・就労証明書などの申請に必要な書類をスマートフォン等で撮影し、添付ファイルを準備します。
※影ができないように撮影してください。
※ファイルサイズには上限があります。1ファイルあたり5MBを超えないよう設定をお願いします。

②ログイン

- ・まちだ子育てサイトのリンクや、2次元コードから専用フォームを開きます（4ページ参照）。
- ・ログイン又はメール認証をして、入力画面に進みます。
※ログインすると一時保存やコピーができるため、ログインをお勧めします。

③入力

- ・利用規約に同意後、申請内容を入力します。
- ・ページごとに、入力が済んだら「一時保存して、次に進む」を押して次のページに進みます。
※メール認証の場合は「次に進む」を押します。

④添付

- ・ファイル添付が必要な項目で、①で準備した就労証明書などのファイルを添付します。

⑤申請

- ・入力した内容を確認し、「この内容で申請する」を押したら申請完了です。
- ・登録されたメールアドレス宛に、受付完了メールが届きます。
※「@mail.graffer.jp」からのメールを必ず受信できるようにしてください。



書類の追加提出をお願いすることがあります。

追加提出の際に、入会申請時の申請番号「XXXX-XXXX-XXXX-XXXXXXXX」が必要になりますので、メールを保存しておいてください。

▼オンライン申請できる手続き

入会申請	Web口座振替受付	追加提出・連絡
入会辞退（申請取下）届	住所等変更届	転所申請
育成料領収証書発行申請	児童の健康・生活習慣確認シート（入会申請時に提出しなかった場合）	
退会届	育成料減免申請（入会申請時に合わせて申請しなかった場合）	

※きょうだいがいる場合、児童ごとに申請が必要です。



[オンライン申請
操作マニュアル](#)

申請後から入会まで

1 審査

必要な書類が揃っているか、入会要件を満たしているかを確認します。
申請に不備があった場合は、差し戻すか、追加提出をお願いする連絡票を郵送でお送りします。
速やかに、再申請または追加提出をお願いします。

※必要な書類が揃った時点（以降）の受付区分で受理しますので、ご注意ください。

※申請後は、郵便物にご注意いただくようお願いいたします。

※オンライン申請の場合は、審査の状況をメールでお送りします。

- ・申請受付通知：申請を受け付けた旨をお知らせします。
- ・差し戻し通知：申請に不備があり、受け付けられない旨をお知らせします。
- ・完了通知：入会要件の審査が完了したこと（＝受理）をお知らせします。

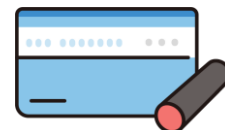


2 口座振替 登録

【既に口座を登録されている場合（きょうだい含む）はお手続き不要です】

入会申請後、速やかにご登録いただけますようお願いいたします。

※9ページをご参照ください。



3 入会選考

2次・3次受付で、受入枠を超えて申請があった場合は、入会選考基準表（18ページ参照）をもとに入会選考を行います。



4 入会決定 ・保留

入会承認通知書または入会保留通知書を郵送でお送りします。

入会承認通知書には「学童票」及び「引き渡しカード」を添付しますので、入会日までに学童保育クラブにご提出ください。

※受付区分ごとの発送時期については、3ページをご覧ください。



5 説明会 ・面談

【既に学童保育クラブに入会したことがある場合は、原則として不要です】

入会前に、学童保育クラブで実施する説明会・面談への出席をお願いします。

※説明会のご案内は、入会承認通知に同封するほか、まちだ子育てサイトにも掲載します。

※説明会が終わっている場合は、個別に面談を行います。



入会

育成料（利用料）の支払い方法

口座振替によるお支払いをお願いします。

入会申請後速やかに、以下の方法で口座の登録をお願いします。

※振替日は原則毎月末日です（末日が金融機関の休業日にあたる場合には、その翌営業日）。

ただし、12月の振替日は25日になります。

口座登録方法

既に口座を登録されている場合は申し込み不要です（きょうだい口座を引き継ぎます）。

1. Web 口座振替受付サービス

右記の二次元コードから、印鑑不要でお申し込みができます。

※取扱金融機関は項番3のとおりです。

育成料口座振込み



2. 口座振替依頼書による金融機関窓口での申し込み

市内の取扱金融機関の窓口でお申し込みができます。口座番号のわかるもの（通帳やキャッシュカード）、口座作成の際に使用した印鑑が必要です。

3. 取扱金融機関

取 扱 金 融 機 関								
金融機関名	Web	窓口	金融機関名	Web	窓口	金融機関名	Web	窓口
みずほ銀行	○	○	三菱UFJ銀行	○	○	三井住友銀行	○	○
りそな銀行		○	きらぼし銀行	○	○	横浜銀行	○	○
三菱UFJ信託銀行		○	三井住友信託銀行		○	東日本銀行	○	○
横浜信用金庫		○	川崎信用金庫		○	芝信用金庫		○
西武信用金庫		○	城南信用金庫		○	多摩信用金庫		○
中央労働金庫		○	町田市農業協同組合		○	ゆうちょ銀行	○	○

※窓口とは、金融機関の窓口で口座振替の申し込みができることを表しています。

特別育成料（延長保育利用料）の支払い

支払方法は各学童保育クラブで異なります。

詳しくは、各学童保育クラブにお問い合わせください。

<中央学童、ころころ学童分室（町田第五小学校内）をご利用になる方>

右記の二次元コードから、特別育成料の口座振替登録ができます。

※事前に、育成料の口座登録をお願いします。

※ご登録いただける口座は、育成料と同じ口座のみです。

その他のクラブは、こちらからはお手続きできませんのでご注意ください！

特別育成料口座振込み



育成料（利用料）の減免（減額・免除）

世帯の所得等に応じた減額・免除の制度があります。適用には毎年度申請が必要です。

減免区分 ※ 1	市民税所得割額	月額※ 2		
		1 人目	2 人目以降 (同時利用時)	在籍日数が 月 1 5 日以下の月 ※ 3
区分 1	・生活保護世帯 ・市民税非課税世帯 ・中国残留邦人等への 支援給付を受けている世帯	0円	0円	0円
区分 2	均等割のみ課税世帯及び 所得割額 48,600円未満	3,000円	1,500円	1,500円
区分 3	所得割額 48,600円以上 60,000円未満	6,000円	3,000円	3,000円
区分 4	所得割額 60,000円以上 162,000円未満	7,000円	3,000円	3,000円
区分 5	所得割額 162,000円以上 313,000円未満	8,000円	3,000円	3,000円
減免不承認	所得割額 313,000円以上	9,000円	3,000円	3,000円
減免申請なし		9,000円	9,000円	9,000円

※ 1：まちだ子育てサイトで育成料のシミュレーションができます。

※ 2：4 月～6 月の金額は前年度の市民税所得割額を、7 月～翌年 3 月の金額は当年度の市民税所得割額をもとに決定します。

※ 3：月の 1 5 日以前に退会する、もしくは月の 1 6 日以降に入会する場合、または同月内の入退会で在籍日数が 1 5 日以下のときが該当します。

出席日数が 1 5 日以下の場合ではありませんので、ご注意ください。

申請方法

1. 入会申請時に合わせて申請する

■オンライン申請の場合

減額・免除の申請

任意

以下にあてはまる場合、育成料が減額されます。申請が必要ですのでご注意ください。

- ①月の16日以降に入会、月の15日以前に退会、または同月内の入退会で在籍日数が15日以下
- ②同一世帯で2人以上の児童が同時に在籍
- ③市区町村民税所得割額が313,000円未満の世帯
- ④生活保護世帯



申請します（チェックをお願いします。チェックがない場合は、事由に該当していても適用されません）。

■紙申請の場合

育 成 料	減 額 ・ 免 除	町田市学童保育クラブ設置条例施行規則第10条第3項の規定により、2026年度の学童保育クラブ育成料の減免を	
		☒ 申請します	←チェックをお願いします。
		☐ 月の16日以降に入会する場合、もしくは月の15日以前に退会する または同月内の入退会で在籍日数が15日以下のとき ☐ 同一世帯で2人以上の児童が同時に在籍している ☐ 生活保護世帯、市区町村民税非課税世帯又は中国残留邦人等世帯 ☐ 均等割のみ課税されている世帯又は所得割額が313,000円未満の世帯	チェックがない場合は、 減免事由に該当していても減免は適用されません。

2. 入会申請時とは別に申請する

入会申請時に申請しなかった場合にご利用ください。

申請月から減免が適用されます。申請を遡ることはできません。

下記二次元コードから、オンライン申請もしくは紙申請でお手続きください。



減免申請に必要な手続き・書類

1. 2025年1月1日時点で町田市在住の方

年末調整、確定申告、市民税申告をしてください。申告していない場合は、町田市で税額がわからないため、減免申請をしても**減免不承認となりますのでご注意ください。**

2. 2025年1月2日以降に町田市に転入されてきた方

	減免適用月	
	2026年4月～6月	2026年7月～2027年3月
必要な方 ※	2025年1月1日時点で 町田市外にお住まいの方	2026年1月1日時点で 町田市外にお住まいの方
提出書類	「課税（非課税）証明書」または「特別徴収税額通知書」 ※1月1日時点の住所地で発行されます。	
対象年度	2025年度（令和7年度）	2026年度（令和8年度）

※所得が超過していることが明らかな場合や、所得による減免を希望されない場合は、ご提出いただく必要はありません。減免申請をしても減免不承認とはなりますが、2人目以降同時利用時と在籍日数が月15日以下の減免は適用されます。

3. 町田市で新たに生活保護を受給することになった方

児童青少年課までご連絡ください。

減免申請にあたっての注意点 ※必ずご確認ください

①	市民税の申告をしていない場合は、町田市で税額がわからないため、減免申請をしても減免不承認となります。 所得による減免を希望される場合は、必ず申告してください。
②	出席日数による減免制度はありません。
③	特別育成料（延長保育利用料）とおやつ代には、減免は適用されません。
④	郵送で必要書類を提出する場合、書類が児童青少年課に届いた日が受付日となります。 受付日によって減免の開始月が変わる場合がありますので、余裕を持った提出をお願いします。
⑤	きょうだいで入会申請する場合などで育成料（利用料）が減額される見込みであったとしても、市からは減免申請の勧奨は行いません。
⑥	減免申請をした方には、減免承認（不承認）通知で結果を郵送します。 4月中旬の通知で4月～6月の育成料を、7月中旬の通知で7月～翌年3月の育成料をお知らせします。
⑦	市民税の修正申告をされるなどして所得割額が変わる場合は、育成料も変更になる場合があります。 変更になる場合は、通知のうえ、未納月への充当や育成料の還付を行います（登録口座に振り込みます）。

入会にあたっての留意事項

- 学童保育クラブは児童1人で通うことを基本としています。往復時のお子様への安全指導を徹底してください。なお、保護者等のお迎えは可能ですが、一部の学童保育クラブを除き駐車場はありません。路上駐車は周辺住民の迷惑となりますので、絶対にしないようお願いします。
- 保育時間中の一時外出（習い事等による中抜け）は原則認めておりません。長期休業中の放課後等デイサービスへの中抜けについては、各学童保育クラブへお問い合わせください。
- 欠席・早退をする場合は、必ず学童保育クラブに連絡してください。
- おこづかい・お菓子等は一切持たせないでください。
- 学童保育クラブでは、一部を除き保育時間におけるの昼食の提供は行っておりません。学校給食のない日は、お弁当が必要です。
- 学童保育クラブでは、保育時間中におやつを提供します。おやつ代は学童保育クラブや保護者会等で集金します。金額等の詳細は学童保育クラブへご確認ください。食物アレルギーのある児童につきましては、個別の対応を行っています。
- 保育時間中に医療行為が必要な場合は事前にご相談ください。
- 学校閉鎖・学級閉鎖の場合は感染拡大防止のため、罹患していなくても学童保育クラブに出席できません。
- 入会児童が学童保育中に事故・怪我等で負傷した場合に備え傷害保険に加入しておりますが、その補償は見舞金の給付をするものです。医療費や看護等に伴う保護者の休業損害を補償するものではありません。別途、個々のご家庭で保険に加入することをお勧めします。
- 入会児童が、クラブの設備や備品などを破損した場合、弁償していただく場合があります。
- よりよい保育環境を整え集団生活を円滑に行うため、個別支援が必要となる場合は小学校等の関係機関に情報提供を求め、また、情報提供をすることがあります。
- 学童保育クラブは「児童虐待の防止等に関する法律」により、虐待に気づいたとき、虐待が疑われるとき、虐待の通報が入ったときは、速やかに子ども家庭支援課や児童相談所へ通告する義務があります。



次のいずれかに該当する場合は、退会していただくことがあります

- 入会申請に偽りがあったとき
- 児童の疾病等により保育に耐えられないと判断したとき
- 集団生活になじまないような危険行為を繰り返す等の問題が解消しない場合や、その他の理由により保育に耐えられないと判断したとき
- 出席日数が著しく少ないとき（1か月の出席日数が概ね8日未満となることが3か月以上続く場合等）
- 育成料または特別育成料を滞納したとき（育成料または特別育成料に未納があり、催告にも応じない場合）

学童保育クラブ一覧

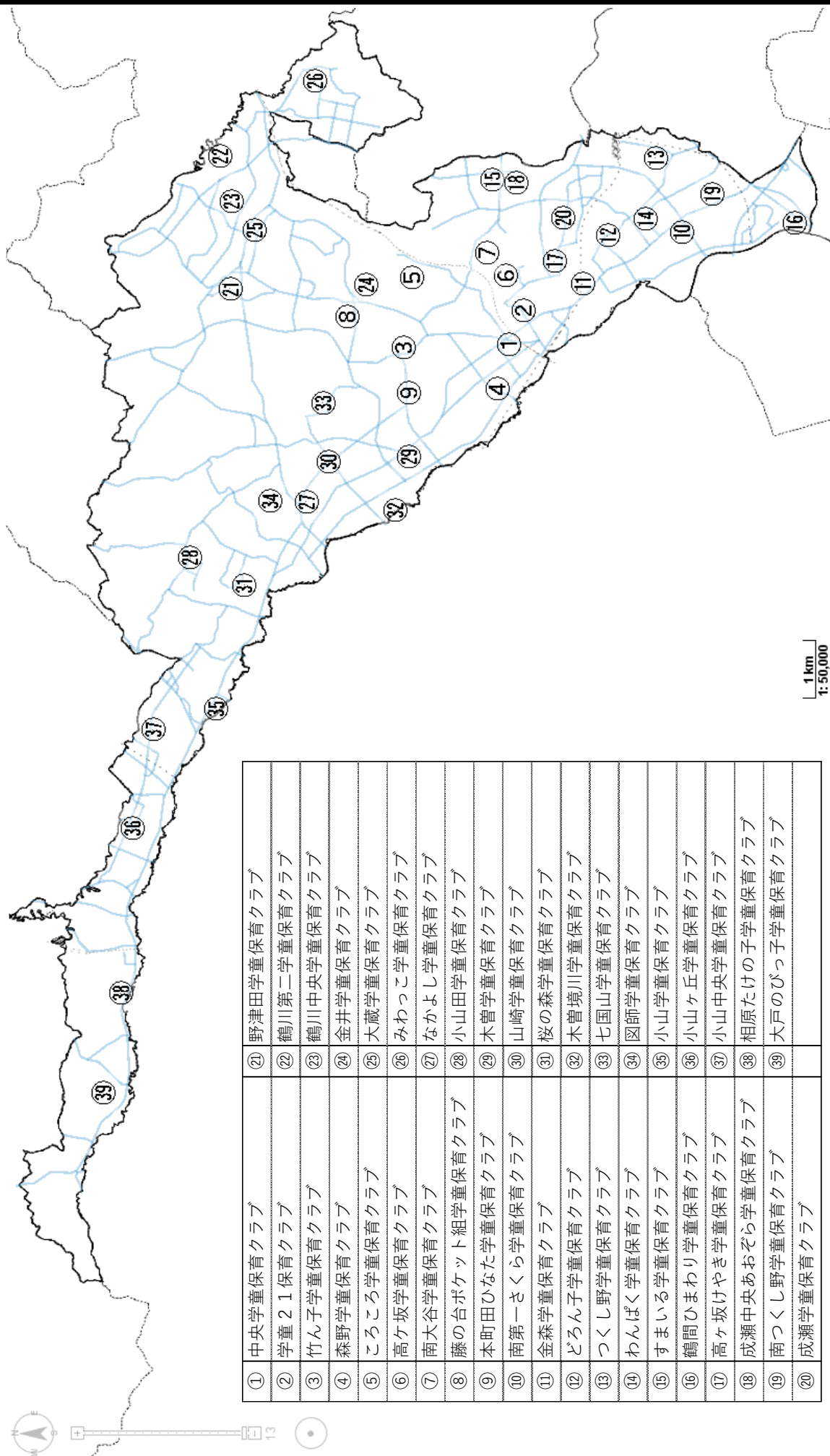
小学校区	学童保育クラブ	住所	電話番号	場所
町田第一小学校	中央学童保育クラブ	中町 1 - 2 0 - 3 0	042-725-5231	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設) ※一部小学校校舎内も使用
町田第二小学校	学童 2 1 保育クラブ	原町田 4 - 2 6 - 4 0	042-724-7784	小学校敷地内 (プール棟 2 階) ※一部せりがや会館も使用
町田第三小学校	竹ん子学童保育クラブ	本町田 1 2 1 2	042-722-3267	小学校校舎内
町田第四小学校	森野学童保育クラブ	森野 2 - 2 1 - 2 8	042-726-2448	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設) ※一部小学校校舎内も使用
町田第五小学校	ころころ学童保育クラブ	玉川学園 3 - 3 5 - 4 5	042-710-1475	玉川学園子どもクラブ ころころ児童館内 ※一部小学校校舎内も使用
町田第六小学校	高ヶ坂学童保育クラブ	南大谷 7 - 3 - 2	042-726-2449	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設) ※一部小学校校舎内も使用
南大谷小学校	南大谷学童保育クラブ	南大谷 6 - 1 6 - 2	042-723-6577	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設) ※一部小学校校舎内も使用
藤の台小学校	藤の台ポケット組学童保育クラブ	藤の台 3 - 1 - 1	042-727-8566	小学校校舎内
本町田ひなた小学校	本町田ひなた学童保育クラブ	本町田 2 0 3 2	042-722-0815	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設) ※一部小学校校舎内も使用
南第一小学校	南第一さくら学童保育クラブ	南町田 1 - 1 0 - 1	042-795-4705	小学校校舎内 ※一部原クラブ会館も使用
南第三小学校	金森学童保育クラブ	金森東 1 - 2 - 1	042-726-0290	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設) ※一部小学校校舎内も使用
南第四小学校	どろん子学童保育クラブ	金森東 3 - 2 2 - 2 4	042-799-0989	小学校隣接地 ※一部小学校校舎内も使用
つくし野小学校	つくし野学童保育クラブ	つくし野 2 - 2 1 - 1 1	042-795-2187	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設)
小川小学校	わんぱく学童保育クラブ	小川 3 - 1 0 - 1	042-795-5875	小学校校舎内
成瀬台小学校	すまいる学童保育クラブ	成瀬台 2 - 5 - 2	042-722-0633	小学校校舎内
鶴間小学校	鶴間ひまわり学童保育クラブ	鶴間 4 - 1 7 - 1	042-706-4643	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設) ※一部小学校校舎内も使用
高ヶ坂小学校	高ヶ坂けやき学童保育クラブ	高ヶ坂 6 - 7 - 1	042-720-0096	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設)
成瀬中央小学校	成瀬中央あおぞら学童保育クラブ	成瀬 2 - 8	042-726-7966	小学校校舎内
南つくし野小学校	南つくし野学童保育クラブ	南つくし野 2 - 1 7 - 2	042-795-0051	南つくし野保育園隣接地 ※一部小学校校舎内も使用
成瀬小学校	成瀬学童保育クラブ	南成瀬 3 - 6	042-726-1758	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設) ※一部小学校校舎内も使用

小学校区	学童保育クラブ	住所	電話番号	場所
鶴川第一小学校	野津田学童保育クラブ	野津田町 1 2 9 0	042-735-4568	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設) ※一部小学校校舎内も使用
鶴川第二小学校	鶴川第二学童保育クラブ	能ヶ谷 7 - 2 4 - 2	042-737-0080	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設)
鶴川中央小学校 ※ 1	鶴川中央学童保育クラブ ※ 1	鶴川 6 - 5	※ 1	小学校校舎内
金井小学校	金井学童保育クラブ	金井ヶ丘 1 - 3 0 - 2	042-736-0771	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設) ※一部小学校校舎内も使用
大蔵小学校	大蔵学童保育クラブ	大蔵町 2 8 6	042-734-3277	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設) ※一部小学校校舎内も使用
三輪小学校	みわっこ学童保育クラブ	三輪町 3 3 0 - 1	044-988-0830	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設)
忠生小学校	なかよし学童保育クラブ	忠生 3 - 1 0 - 2	042-791-1729	小学校校舎内
小山田小学校	小山田学童保育クラブ	上小山田町 6 1 0	042-860-1033	小学校近接地
忠生第三小学校	木曽学童保育クラブ	木曽東 3 - 1 1 - 3	042-791-6867	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設) ※一部小学校校舎内も使用
山崎小学校	山崎学童保育クラブ	忠生 2 - 1 5 - 2 6	042-792-0285	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設)
小山田南小学校	桜の森学童保育クラブ	小山田桜台 2 - 7	042-794-8013	小学校校舎内
木曽境川小学校	木曽境川学童保育クラブ	木曽西 1 - 9 - 1	042-793-2270	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設) ※一部小学校校舎内も使用
七国山小学校	七国山学童保育クラブ	山崎町 1 3 1 4 - 2	042-791-1606	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設)
図師小学校	図師学童保育クラブ	図師町 2 3 9 - 1 9	042-791-2013	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設)
小山小学校	小山区学童保育クラブ	小山町 9 4 4	042-794-8100	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設)
小山ヶ丘小学校	小山ヶ丘学童保育クラブ	小山ヶ丘 5 - 3 7	042-770-6522	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設) ※一部小学校校舎内も使用
小山中央小学校	小山中央学童保育クラブ	小山ヶ丘 3 - 7 - 1	042-797-5557	小学校敷地内 (校舎とは別棟の単独施設) ※一部小学校校舎内も使用
相原小学校	相原たけの子学童保育クラブ	相原町 1 6 7 3	042-775-5707	小学校校舎内
小中一貫ゆくのき学園 (大戸小学校)	大戸のびっ子学童保育クラブ	相原町 3 8 6 5	042-783-3533	武蔵岡中学校校舎内

※ 1：鶴川第三小学校と鶴川第四小学校の統合に伴い、鶴川学童保育クラブと鶴川第四学童保育クラブが統合します。
電話番号は、追ってまちだ子育てサイトに掲載します。

学童保育クラブの見学をご希望の方は、事前に各学童保育クラブへご連絡ください。

学童保育クラブ分布図



家庭の状況が変わったとき、退会や入会辞退をしたいとき

オンライン申請もしくは紙申請で、児童青少年課に提出してください。

手続きが必要なとき		オンライン 申請フォーム	提出書類
変更	勤務先や就労時間、勤務日数などが変わったとき	追加提出・連絡フォーム 	就労証明書 
	住所や家庭の状況等に変更があるとき	変更届・転所申請 	変更届・転所申請書 (オンライン申請の場合は不要) 
	転校等で学童保育クラブを変更するとき(1)		
	・転校等で学童保育クラブを変更するとき(2) ・児童が手帳を取得したり、健康状況(疾病・アレルギー等)が変わったとき	児童の健康・生活習慣確認シート 	児童の健康・生活習慣確認シート (オンライン申請の場合は不要) 
退会	入会承認期間の途中で退会を希望するとき ※退会日を受付日より前に遡ることはできません	退会届 	退会届・入会辞退届 (オンライン申請の場合は不要) 
入会 辞退	入会前に入会申請を取り下げるとき	入会辞退届 	

※受付日について

- ・ オンライン申請の場合
オンラインで送信完了した日が受付日となります。
- ・ 書類の場合
書類が児童青少年課に届いた日が受付日となります。

町田市学童保育クラブ入会選考基準表

入会選考について

- 1 入会選考は、2次・3次受付で各学童保育クラブの受入枠を超えた場合に行います（1次受付は全員入会です）。
 - 2 【表1】優先順位で入会を決定します。
 - 3 【表1】優先順位で入会を決定できなかった場合、【表2】基準指数の合計点に【表3】調整指数の該当項目を加点し、その合計得点を「選考指数」とします。選考指数の高い順に入会順位を決定します。
 - 4 選考指数が同数の場合、【表4】選考指数が同数の場合の基準により入会順位を決定します。
- ※ 不存在の保護者がいる場合は、【表2】基準指数で不存在（類型Ⅴ－細目1）を適用します。

【表1】優先順位

順位	受付区分	学年等
1	2次受付	障がい児等
2		1年生
3		2年生
4		3年生
5	3次受付	障がい児等
6		1年生
7		2年生
8		3年生
9	2次受付	高学年児童（4～6年生）
10	3次受付	高学年児童（4～6年生）

【表2】基準指数

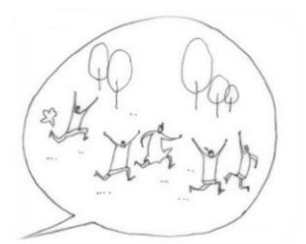
類型		細目		指数	
Ⅰ	就労又は 就学	1	月20日以上	160時間以上	10
				140時間以上 160時間未満	9
				120時間以上 140時間未満	8
				100時間以上 120時間未満	7
				80時間以上 100時間未満	6
				80時間未満	5
		2	月16日～19日	152時間以上	9
				133時間以上 152時間未満	8
				114時間以上 133時間未満	7
				95時間以上 114時間未満	6
				76時間以上 95時間未満	5
				76時間未満	4
		3	月15日以下	120時間以上	8
				105時間以上 120時間未満	7
				90時間以上 105時間未満	6
				75時間以上 90時間未満	5
				60時間以上 75時間未満	4
				60時間未満	3
Ⅱ	出産	1	出産	7	
Ⅲ	疾病、負傷 又は 心身障がい	1	入院	10	
		2	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級	10	
		3	日常生活に介助が必要な場合	10	
		4	1から3までに掲げるもの以外の長期療養	7	
Ⅳ	介護又は 看護	1	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級又は要介護4・5である者等の常時観察又は付添看護（介護）が月20日以上必要と認められる場合	10	
		2	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級又は要介護4・5である者等の一部看護（介護）が月12日以上必要と認められる場合	8	
		3	1から2までに掲げるもののほか、看護か介護が必要と認められる場合	3	
Ⅴ	不存在	1	死別、離婚、行方不明、拘禁又は未婚	10	

【表 3】調整指数

項目		細目		指数
就労の状況	居宅内	1	居宅内で就労又は就学している場合	-1
世帯の状況	両親不存在	1	養育家庭（里親）を含む	+3
	ひとり親	2	元配偶者等（事実上の配偶者を含む）と住民票上同一住所の場合を除く	+2
	単身赴任	3	就労証明書で証明されている場合に限る	+1
	複数介護又は看護	4	申込児童を除き介護又は看護を必要とする者が2人以上いる場合	+1
	その他	5	週3日相当の労働以外に週2日相当の別の要件がある場合など	+1
児童の状況	5年生	1		-2
	6年生	2		-4

【表 4】選考指数が同数の場合の基準

適用順序	基準
1	学年の低い順
2	両親不存在又はひとり親家庭
3	両親のいずれかが単身赴任又は長期入院により不在
4	父母ともに就労場所が居宅外
5	保護者の勤務等の日数（保育を必要とする日数）が多い順
6	保護者の帰宅時間が遅い順（保護者のうち帰宅時間が早い方で比較します）
7	家庭状況を総合的に考慮した結果、より保育を必要とすると認められる者



放課後の居場所紹介

子どもセンター

0歳から18歳までの子どもが自由に利用できる児童館です。施設には、音楽コンサートもできるプレイルームをはじめ、工作や料理ができる造形室・調理室、乳幼児と保護者が安心して過ごせる乳幼児室など、目的に合わせたさまざまな部屋や屋外広場があります。

開館時間	10:00～21:00（子どもセンターばお分館 WAAAOは10:00～18:00） ※小学生は、18時以降は保護者の付き添いが必要です。
休館日	毎週火曜日（祝日の場合は開館）、祝日の翌日、年末年始 子どもセンターばお分館 WAAAOは毎週日曜日、祝休日、年末年始

施設名	所在地	問合せ先
子どもセンターばあん	金森4-5-7	042-788-4181
子どもセンターつるっこ	大蔵町1913	042-708-0236
子どもセンターばお	相原町2025-2	042-775-5258
子どもセンターばお分館 WAAAO	小山ヶ丘4-1-13 3階	042-770-5057
子どもセンターただON	忠生1-11-1	042-794-6722
子どもセンターまあち	中町1-31-22	042-794-7360



子どもクラブ

子どもセンターから距離があり、子どもの人口の多い地域に設置している小型の児童館です。

開館時間	10:00～18:00
休館日	毎週日曜日、祝日、年末年始 南町田子どもクラブは、原則、毎週木曜日（祝日の場合は開館）、祝日の翌日、年末年始

施設名	所在地	問合せ先
玉川学園子どもクラブころころ児童館	玉川学園3-35-45	042-710-1475
南大谷子どもクラブ「MOこもこ」	南大谷264 都営4号棟1階	042-739-6791
木曽子どもクラブ「きそっち」	木曽東1-6-40	042-729-2260
南町田子どもクラブ「つみき」	鶴間3-1-4 パークライフ棟	042-850-6035
小山子どもクラブ「さん」	小山町1165-3	042-794-8033
三輪子どもクラブ「MIWA~GO」	三輪緑山3-25-2	044-299-6307
小山田子どもクラブ「ゆめいく」	小山田桜台2-1-2	042-798-5519



放課後子ども教室「まちとも」

放課後に学校の校庭や余裕教室などを活用し、子ども達が学校からそのまま参加することができる子どもの居場所です。地域の関係者を主体とした「まちとも」の運営協議会が実施しており、地域ボランティアの見守りのもと、外遊びや室内遊び、宿題などを行うことができます。ただし、学童保育クラブと異なり、**児童をお預かりする事業ではありません。**また、**児童の参加の確認や帰宅時間の指示、特別な配慮が必要な児童への対応など、個別の要望には応えることはできません。**

学校ごとの開催状況は、各学校のまちともへ開催時間中（放課後～17:00）にお問い合わせください。連絡先は右記二次元コードからご確認ください。

実施場所	全ての市立小学校
実施日数	原則、給食のある登校日（月曜日～金曜日）



子ども創造キャンパスひなた村

日向山にある子どものための施設で、林の中の広場や野外炊事場、工作室、陶芸室、250人収容の多目的ホール「カリヨンホール」があります。施設の貸出も行っています。

施設名	所在地	問合せ先
子ども創造キャンパスひなた村	本町田2863	042-722-5736



冒険遊び場

「自分の責任で自由に遊ぶ」ことで、冒険・挑戦・体験を体感できる子どもの遊び場です。週4日以上開催しています。木登りや泥遊びなど、自然環境を活かして遊ぶことができます。

施設名	所在地	問合せ先
せりがや冒険遊び場	芹ヶ谷公園内	080-5495-2949(代表:大野)
鶴川中央公園冒険あそび場	鶴川中央公園内	070-2801-1028(代表:市川)
谷戸池公園冒険遊び場	谷戸池公園内	090-1736-9746(代表:高山)
三ツ目山冒険遊び場	三ツ目山公園内	042-771-9821 (代表:川合)
松葉谷戸冒険遊び場	松葉谷戸公園内	matsubayato.boukenasobiba@gmail.com



保育園における学童一時預かり

市内在住の小学6年生までの児童が対象となります。利用日数等の制限はありません。実施している園については、右記の二次元コードからご確認ください。

1日あたりの利用時間数	利用料(日額)
5時間未満	500円
5時間以上10時間未満	1,000円



- ・事前に登録が必要です。登録は各園でお願いします。
- ・利用希望日の前日までにご予約ください。
(定員を超える等の理由で調整させていただくことがあります)
- ・園によって実施時間や延長利用の有無が異なります。詳しくは各園にお問い合わせください。
- ・別途おやつ代や給食費等がかかる場合があります。

ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センター事業は、子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と、子育ての協力をしてくれる人（援助会員）とが会員となり、地域の中で子育ての相互援助活動を行い仕事と育児の両立を支援する事業です。保育園・幼稚園などへのお子さんの送迎・預かり、学校の放課後・学童保育クラブの終了後の預かりなど、補助的、臨時的なお手伝いが主な内容となります。

ファミリー・サポート・センター（事務局）では、会員登録や、依頼会員と援助会員のマッチングなどの事務を担っています。事業についての説明も行いますので、お気軽にご連絡ください。事業概要や会員登録方法、講習会最新情報については、右記の二次元コードからご確認ください。



よくあるご質問

午後3時で終わる仕事をしています。入会申請はできませんか？

居宅外で就労している場合、帰宅準備時間と通勤時間を含めて、帰宅時間が午後3時30分を過ぎる方は入会要件を満たします。なお、帰宅準備時間は15分とさせていただきます。

現在育休中なのですが、復職する予定です。申請できますか？

復職月から学童保育クラブを利用することができます（4月1日入会のみ、5月1日までに復職する方も申請できます）。

下のお子さんが保育園の入園申し込みをしている場合は、入園可否が分かり次第、児童青少年課にご連絡ください。

仕事を始めるため求職中です。申請できますか？

4月中に仕事を始める方は、1次～3次受付期間にのみ申請できます。2026年3月15日までに就労証明書をご提出ください（採用内定者は「採用予定」と記入してもらってください）。提出がない場合は入会不承認となりますので、ご了承ください。

5月以降に仕事を始める場合は、仕事が決まってから改めて申請してください。

4月採用の内定は出ていますが、「4月以降でないと就労証明書は書けない」と言われました。

以下の内容が確認できる、採用通知等の写しを2026年3月15日までに追加提出してください。

- ①4月から仕事が始まること ②1日の就労時間（開始時間と終了時間）
- ③1か月の勤務日数 ④勤務先から発行されていること

なお、4月になりましたら、改めて就労証明書の提出をお願いします（17ページ参照）。

保護者のうちひとりが単身赴任をしています。就労証明書は必要ですか？

単身赴任の方でも就労証明書の提出が必要です。

町田市に引っ越す予定なのですが、まだ場所が決まっておらず、小学校も未定です。

「住所」欄には現在の住所を、「小学校」欄及び「学童保育クラブ」欄には「未定」と記載してください。また、「現在の状況」や「いつ頃決定するか」を記載してください。

なお、住所が決まりましたら、お早めに児童青少年課にご連絡ください。

保育園用の就労証明書でも申請できますか？

学童保育クラブ用の就労証明書の提出をお願いします。

保育園用の就労証明書で入会要件を確認できる場合もありますが、確認ができない場合は審査保留となり、改めて学童保育クラブ用の就労証明書の提出をお願いすることになります。

保護者が退職をしました。退会しなくてははいけませんか？

次の仕事を探される場合は、「求職期間」として3か月はそのまま学童保育クラブを利用できます（3か月後の末日まで）。退職日から3か月の間に新しい勤務先の就労証明書を提出してください。

なお、書類提出の期日を把握するため、退職日を必ず児童青少年課にお知らせください。求職期間内に新しい勤務先等が決まらなかった場合は、一度退会していただきます。

入会申請したときはひとり親でしたが、結婚しました。なにか手続きはありますか？

「変更届・転所申請書」を提出してください（17ページ参照）。また、保護者全員の入会要件確認書類（就労証明書など）の提出が必要になります。

減免申請をされていて、保護者が市外から転入された場合には、課税（非課税）証明書の提出も必要になります。

減免申請をし忘れていました。遡って適用できますか？

遡って適用することはできません。申請月からの適用となります。

世帯所得が多い場合、減免申請をする必要はありますか？

2人目以降（同時利用時）の減額と、在籍日数が月15日以下の場合の減額は、所得に関わらず適用されます。所得に関わらず、申請されることをお勧めします。

夏休みだけ入会することはできますか？

夏休みだけの利用も可能です。

ただし、学童保育クラブによっては順番待ちとなることがあります。

休会制度はありますか？

休会制度はありません。退会手続きをしないと、学童保育クラブを利用していなくても在籍していることになり、育成料（利用料）がかかります。

※まちだ子育てサイトにも、よくあるご質問を掲載しています。

よくあるご質問



切手を
お貼り
ください

194-8520

入会
申請書
在中

東京都町田市森野2-2-22

町田市役所子ども生活部
児童青少年課学童保育係 行

✂
✂

封をする前に書類をご確認ください
☐ 入会申請書が入っている
☐ 保護者の就労証明書または入会要件が確認できる書類が入っている
☐ 【新規入会のみ】児童の健康・生活習慣確認シートが入っている
☐ 書類には未記載の項目がない
☐ 郵便料金に不足はない
☐ 提出期限までに余裕がある ※余裕がなければ、オンラインで申請するか、児童青少年課窓口までお持ちください。

学童保育クラブに関するお問い合わせ

042-724-2182

学童保育クラブの情報掲載！



町田市役所子ども生活部児童青少年課学童保育係
 〒194-8520 町田市森野 2-2-22 受付時間：8:30～17:00
<http://kosodate-machida.tokyo.jp>

まちだ子育てサイト



この冊子は2,000部作成し、1部あたりの単価は195円です（職員人件費を含みます。）。